

栃木県足利市山林火災に係る災害派遣における空中消火態勢等について

空中消火実施の態勢

資料8

1 自衛隊機の活動態勢及び規模の推移

- CH-47×8機態勢をもって栃木県足利市山林火災に対応
- 25日（木）以降は、群馬県桐生市山林火災に同時対応するため、一部（最大2機）を同正面に運用

足利市山林火災対応に係る空中消火機の運用実績

	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	1日	2日	3日
対応機数	4機	4機	8機 ヘリ団増強	6機	8機	8機 空自増強	8機	8機	待機	撤収

複数正面の山林火災に対応する際の優先順位付け（資源配分）を行う総合調整組織が必要

2 防災ヘリとの連携

- 自衛隊機と防災ヘリを交互に運用し、継続的に空中消火を実施
（CH-47が燃料補給している間の約1時間をもって、防災ヘリによる空中消火を実施）
- 飛行間は、共通周波数を使用し、自衛隊機及び防災ヘリ間の無線交信により連携
- 現地指揮本部において自衛隊LOと栃木県LOとの間で、

運航計画（タイムテーブル、飛行経路）等を調整

飛行前における調整及び飛行中における連携により、円滑に活動

航空機タイムテーブル（イメージ）

		A M		P M	
		自衛隊機	防災ヘリ	自衛隊機	防災ヘリ
自衛隊空中消火機	CH926	活動中			
	CH925	活動中			
	CH960		活動中		
	CH966		活動中		
	CH965			活動中	
	CH924			活動中	
	CH962				活動中
	CH976				活動中

凡例
 自衛隊機活動時間
 防災ヘリ活動時間

3 航空安全の確保

- 自衛隊統制機による自衛隊機に対する火点周辺空域の統制
- 防災ヘリの消火活動中、民間ドローンの飛行により、活動が一時停止
 - ・ ドローン等の飛行禁止空域の追加した航空法施行規則改正の周知
 - ・ 消火間、国交省等による飛行禁止空域等の設定及び地上からの警察による警らの強化
- 空中消火活動中における散水地域周辺の安全確保
 - 消火間、人員・車両等の進入を防止するための警察による警らの強化
- 自衛隊機・防災ヘリと報道ヘリとの安全間隔を保持するため、3000ft（約900m）以下の空域を自衛隊・防災ヘリが飛行、3000ft以上の空域を報道ヘリが飛行するよう統制

空中消火と地上消火の連携

- 足利市現地対策本部から25日（発災5日目）に示された消火活動に係る考え方に基づき対応
 - ・ 地上消火：延焼拡大防止線外への延焼を防止するための消火活動を実施
 - ・ 空中消火：延焼拡大防止線内の地上消火が困難な地域に対する空中消火を実施
- 27日（発災6日目）には、より具体的な消火地域を調整し、早期の鎮圧に寄与

【部隊認識統一資料抜粋】

27日における消火活動の考え方

【足利市消火活動の考え方】

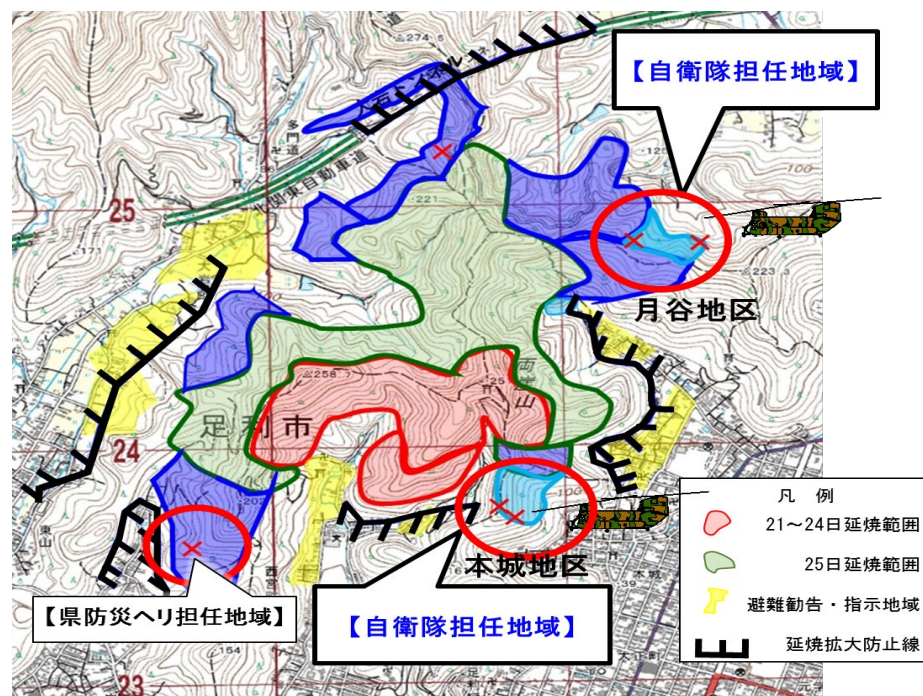
引き続き空中及び地上からの消火活動により、拡大防止線内に延焼を防止しつつ鎮圧を図る。

【地上消火】

比較的良好な接近経路を使用し、各拡大防止線に消防組織を配置し、主にジェットシュータ及びエンピを活用した地上消火を実施し鎮圧を図る。

【空中消火】

- 自衛隊
 - 地上消火部隊の進入が困難な月谷地区及び本城地区を主体に空中消火を実施
- 防災ヘリ
 - 火災地域西部（東山北側）の山間部の空中消火を担任



延焼防止観点から「初動」が最も緊要であり、現地対策本部内に然るべき消火活動に係る統制者を配置し、消火活動の考え方を示すことが必要